

お米を輸出しようとされるみなさまへ

- ◎ 日本から海外へお米を輸出する場合には、食糧法の規定に基づき、あらかじめ輸出数量を地方農政局長又は地方農政事務所に届け出ることが義務付けられていますので、《記入上の注意》に従って、この届出用紙に必要事項を記入の上、お近くの地方農政局・地方農政事務所に提出して下さい。

《記入上の注意》

(1) 届出者が法人の場合は、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

(2) 「4 用途」欄は、該当するものを○で囲んで下さい。

なお、「その他」の場合には、具体的な用途を（ ）内に記入して下さい。

- ◎ なお、食糧法の規定により一定の場合にはこの届出を必要としないこととされていますが、救援用、学術研究用、標本用、見本用、商業用、個人用等に供するためにお米の輸出を行おうとする場合には届出が必要です。

届け出が必要かどうかについてご不明な点があれば、事前に地方農政局・地方農政事務所までご確認願います。

- ◎ この届出を行わず、又は虚偽の届出をしてお米を輸出した場合には、法令の定めにより 10 万円以下の過料に処されることがあります。

- ◎ この届出に関してご不明な点がございましたら、下記の地方農政局・地方農政事務所までお問い合わせ下さい。

東 北	022(236)6661	千 葉	043(224)5611	鳥 取	0857(22)3131
関 東	048(740)0100	東 京	03(3214)7314	島 根	0852(24)7311
北 陸	076(241)3151	神奈川	045(211)1331	広 島	082(281)2113
東 海	052(763)4343	山 梨	055(226)6611	山 口	083(922)5200
近 畿	075(414)9741	長 野	026(233)2500	徳 島	088(622)6133
中国四国	086(223)3131	静 岡	054(246)6125	香 川	087(831)8153
九 州	096(378)3171	新 潟	025(228)5213	愛 媛	089(924)7121
北海道	011(642)5485	富 山	076(421)6121	高 知	088(875)2153
青 森	017(775)2151	福 井	0776(36)1790	福 岡	092(281)8261
岩 手	019(624)1125	岐 阜	058(271)4044	佐 賀	0952(23)3131
秋 田	018(862)5613	三 重	059(228)3151	長 崎	095(822)7210
山 形	023(622)7231	滋 賀	077(522)4261	大 分	097(532)6131
福 島	024(534)4141	大 阪	06(6943)9691	宮 崎	0985(22)3181
茨 城	029(221)2186	兵 庫	078(331)9941	鹿児島	099(222)0121
栃 木	028(633)3311	奈 良	0742(23)2861	沖 縄	098(866)0155
群 馬	027(221)1181	和歌山	073(422)4101		

農林水産省総合食料局 03(3502)8111 直通 03(3501)3812, 3813

注 1 : ■ は地方農政局であり、所在地はそれぞれ宮城、埼玉、石川、愛知、京都、岡山、熊本の各府県です。

注 2 : 沖縄は、沖縄総合事務局です。